外来腫瘍化学療法診療料1に係る掲示

- ・専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる連絡体制が整備されています。
- ・急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制が 確保されています。
- ・実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性 を評価し、承認する委員会を開催しています。